仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について

1 改正の理由

平成27年度の国民健康保険料算定に向けて「国民健康保険法施行令」の改正が予定されており、その改正を踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

2 改正の概要

保険料の賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

(1) 「基礎賦課額」の限度額 (現行) $\underline{51}$ 万円 \rightarrow (改定案) $\underline{52}$ 万円

(2) 「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額 (現行) $\underline{16}$ 万円 \rightarrow (改定案) $\underline{17}$ 万円

(3) 「介護納付金賦課額」の限度額 (現行) $\underline{14}$ 万円 \rightarrow (改定案) $\underline{16}$ 万円

3 施行日

平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の保険料から適用する。